

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年5月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡マーケットモール  
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外  
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）福田アセット&サービス株式会社 代表取締役 樋口 孝夫  
（変更後）福田アセット&サービス株式会社 代表取締役 相澤 周一
- 3 変更年月日  
令和6年3月6日
- 4 変更の理由  
設置する者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年5月8日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和6年5月21日から令和6年9月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp